

新旧対照表

浦安市子育て短期支援事業の実施に関する規則（平成18年規則第47号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（事業の種類及び内容）</p> <p>第3条 省 略 2～3 省 略</p> <p>4 児童の利用に係る<u>子育て短期支援事業</u>は、1月当たり14日以内（前項の規定により延長した期間を含む。）とする。ただし、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について（平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱の4の（2）に規定する要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務として市長が作成した支援計画に基づく利用の場合は、必要最小限の範囲で14日を超えることができる。</p> <p>5 休日養護事業及び夜間養護事業の利用期間は、当該保護者が仕事その他の理由により不在となる期間とする。</p> <p>（利用の申込み）</p> <p>第5条 子育て短期支援事業を利用しようとする者は、浦安市子育て短期支援事業利用申込書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。ただし、当該年度における初めての利用のときは、これらの書類に併せて、浦安市子育て短期支援事業利用世帯調査票（別記第1号様式の2）を添えて申し込むものとする。</p> <p>2 前項に規定する申込みは、利用を開始しようとする日の前日から起算して<u>1月前</u>の日から原則として7日前の日までに行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合として市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 省 略</p>	<p>（事業の種類及び内容）</p> <p>第3条 同 左 2～3 同 左</p> <p>4 児童の利用に係る<u>短期入所生活援助事業</u>は、1月当たり14日以内（前項の規定により延長した期間を含む。）とする。ただし、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について（平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱の4の（2）に規定する要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務として市長が作成した支援計画に基づく利用の場合は、必要最小限の範囲で14日を超えることができる。</p> <p>5 休日養護事業及び夜間養護事業の利用期間は、当該保護者が仕事その他の理由により不在となる期間とする。<u>ただし、市長は、必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。</u></p> <p>（利用の申込み）</p> <p>第5条 子育て短期支援事業を利用しようとする者は、浦安市子育て短期支援事業利用申込書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。ただし、<u>前条第1項第1号又は第3号の子育て短期支援事業の利用の場合</u>で当該年度における初めての利用のときは、これらの書類に併せて、浦安市子育て短期支援事業利用世帯調査票（別記第1号様式の2）を添えて申し込むものとする。</p> <p>2 前項に規定する申込みは、利用を開始しようとする日の前日から起算して<u>2月前</u>の日から原則として7日前の日までに行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合として市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦安市子育て短期支援事業の実施に関する規則の規定は、施行日以後に利用を開始する場合について適用し、施行日前に利用を開始した場合については、なお従前の例による。